

**日向市日向サンパークオートキャンプ場
日向サンパーク体育施設**

指定管理者 募集要項

**令和8年7月
日向市**

【 目 次 】

1. 目的	1
2. 施設の概要	1
3. 指定の期間	2
4. 指定管理料の上限額	2
5. 指定管理者の選定	3
(1) スケジュール（予定）	
(2) 申請手続きの流れ	
(3) 選定方法	
(4) 仮基本協定の締結	
(5) 指定管理者の指定	
6. 申請資格・方法	5
(1) 申請資格等	
(2) 申請方法	
(3) 申請書類	
(4) 留意事項	
7. 指定管理者が行う業務等	8
(1) 法令等の遵守	
(2) 業務等の範囲	
(3) 業務等の基準	
(4) 業務等の実施体制に関する事項	
(5) その他の事項	
8. 損害賠償保険への加入	11
9. 業務等の実施に必要な経費	12
10. リスク及び責任の分担	12
11. モニタリング	13
(1) 本市によるモニタリングの実施	
(2) 指定管理者によるモニタリングの実施	
(3) 管理運営状況の評価と公表	
(4) モニタリング指針	
12. 市内（地元）雇用	13
13. 環境への配慮	14
14. 指定の取消し等	14
15. その他	14
16. 別添書類の一覧	14
17. 問い合わせ先及び申請書類の提出先	15

1. 目的

地方公共団体が設置する公の施設について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、法人その他の団体（以下「法人等」という。）を指定管理者に指定し、施設の管理を行わせることを指定管理者制度といいます。

日向市（以下「本市」という。）では、日向市日向サンパークオートキャンプ場条例（平成 10 年日向市条例第 1 号。以下「オートキャンプ場条例」という。）及び日向サンパーク体育施設条例（平成 18 年日向市条例第 70 号。以下「体育施設条例」という。）に基づき設置された日向市日向サンパークオートキャンプ場及び日向サンパーク体育施設（以下「日向サンパーク施設」という。）の管理運営の業務等（以下「業務等」という。）を効果的かつ効率的に行うため指定管理者制度を適用することとし、本募集要項のとおり指定管理者を募集します。

2. 施設の概要

(1) 施設の名称	日向市日向サンパークオートキャンプ場
(2) 所在地	宮崎県日向市大字幸脇 303 番地 5
(3) 敷地面積	15,000 m ²
(4) 開所日	平成 10 年 4 月 1 日
(5) 設置目的	恵まれた自然環境を生かした野外レクリエーション活動の場を提供することにより、「余暇活動・健康増進・観光振興」を図る。
(6) 主な施設内容	※別添の「日向サンパーク施設_配置図」参照
(7) 施設の現状	キャンプ場は、恵まれた自然環境を生かした野外レクリエーション活動の場として、「余暇活動・健康増進・観光振興」のために活用されている。
(8) 施設の運営状況の概要	※別添「日向サンパーク施設_運営状況」参照
(9) 施設の利用時間	①キャンプサイト （宿泊） 午後 2 時から翌日の午前 11 時まで （日帰り） 午前 9 時から午後 4 時まで ②コテージ （宿泊） 午後 3 時から翌日の午前 10 時まで （日帰り） 午前 11 時から午後 4 時まで ③ログハウス （宿泊） 午後 3 時から翌日の午前 10 時まで （日帰り） 午前 11 時から午後 4 時まで ④ドッグラン 午前 9 時から午後 5 時まで ※7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間は、午前 9 時から午後 6 時まで。
(10) 施設の休館日等	整備・補修その他管理上必要があるとき

(11) 利用料等の取扱い	本施設は利用料金制を採用します。利用料金は、指定管理者の収入として収受するものとします。
---------------	--

(1) 施設の名称	日向サンパーク体育施設
(2) 所在地	宮崎県日向市大字幸脇 303 番地 5
(3) 敷地面積	47,252 m ²
(4) 開所日	平成 12 年 4 月 1 日
(5) 設置目的	恵まれた自然環境を生かした野外スポーツ活動の場を提供することにより、「健康増進・観光振興」を図る。
(6) 主な施設内容	※別添の「日向サンパーク施設_配置図」参照
(7) 施設の現状	体育施設は、恵まれた自然環境を生かした野外スポーツ活動の場を提供することにより、「健康増進・観光振興」のために活用されている。
(8) 施設の運営状況の概要	※別添「日向サンパーク施設_運営状況」参照
(9) 施設の利用時間	午前 9 時から午後 9 時まで
(10) 施設の休館日等	①12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで ②その他市長が特に必要があると認める日
(11) 利用料等の取扱い	本施設は利用料金制を採用します。利用料金は、指定管理者の収入として収受するものとします。

3. 指定の期間

指定管理者の指定の期間は、令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日（3 年間）までとします。

ただし、施設の規模や機能等に大きな変更が生じる場合やその他特別の事情が生じる場合、指定の取消しや指定期間の変更等を行うことがあります。

4. 指定管理料の上限額

指定期間における指定管理料の上限額は 4 8, 3 0 0 千円（消費税及び地方消費税を含む。）とします。

なお、各年度の指定管理料は毎年度締結する年度協定の中で定めるものとし、初年度においては、指定管理者から提案のあった金額を基に本市と指定管理者で協議の上、決定することとします。

2 年目以降の各年度においては、業務等の内容が大きく変更となる場合を除き、前年度の指定管理料を基本としますが、本市と指定管理者の協議により、各年度における業務等の内容や経済情勢などを考慮した上で、決定することとします。

5. 指定管理者の選定

(1) スケジュール (予定)

募集要項の配布	令和8年7月13日(月)～8月21日(金)
現地説明会	令和8年7月27日(月)～7月31日(金)の間で実施
質問の受付	令和8年7月13日(月)～7月31日(金)
質問の回答	令和8年8月7日(金)までに随時回答
申請書類の受付期間	令和8年8月7日(金)～8月21日(金)
書類審査、審査結果通知	令和8年9月中
面接審査、指定管理者候補者の選定	令和8年10月上旬～中旬
指定管理者候補者の決定	令和8年10月中旬～下旬
結果通知	令和8年10月下旬
仮基本協定の締結	令和8年10月下旬～11月中旬
指定管理者の指定	令和8年12月議会
業務引継期間	令和9年1月～3月
年度協定の締結	令和9年4月1日
管理運営業務の開始	令和9年4月1日

(2) 申請手続きの流れ

①募集要項の配布 (※市のホームページからもダウンロードできます。)

- 配布期間 令和8年7月13日(月)～8月21日(金) 土日祝日を除く
- 配布場所 日向市役所 3階 ふるさとプロモーション課 (案内番号 9番)
- 配布時間 平日 午前9時～午後4時30分 (正午から午後1時は除く)

②現地説明会

- 日 時 令和8年7月27日(月)～7月31日(金)の期間 (1回当たり1時間程度)
- 開催場所 日向市日向サンパークオートキャンプ場管理棟
- ※参加を希望される場合は、令和8年7月22日(水)までに、電子メールにより、ふるさとプロモーション課 (メールアドレスは、「17. 問い合わせ先及び申請書類の提出先」参照) へ「指定管理者募集に関する現地説明会の参加申込書 (指定様式第7号)」に必要事項を記入の上、お申し込みください。その際、法人等の名称、代表者及び参加予定者名を明示してください。
- ※現地説明会への参加人数は1団体3人以内とします。
- ※現指定管理者は現地説明会への参加を申し込むことはできません。

③質問の受付・回答

- 受付期間 令和8年7月13日(月)～7月31日(金)午後5時まで
- ※質問書 (指定様式第8号) に記入の上、電子メールにてお問い合わせください。(電話や口頭による質問は受け付けません。)
- 回答方法 質問者には令和8年8月7日(金)までに、電子メールにて回答します。
- ※質問及びその回答は質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあ

るものと本市が認めたものを除き、市のホームページにて公表します。

④申請書の提出

○「6. 申請資格・方法」を参照してください。

（３）選定方法

指定管理者候補者（以下「候補者」という。）の選定は、厳正かつ公平を期するため、本市が設置する指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において行います。

市長は、当該選定結果を踏まえ、候補者を決定します。

①審査方法

- ・提出された書類により申請資格の有無を確認する「書類審査」と、申請内容や事業計画の取組内容などを直接聴く「面接審査」を実施します。
- ・選定委員会は令和 8 年 10 月に実施する予定です。
- ・面接審査の日程・場所などの詳細は、申請資格を有すると判断した法人等に連絡します。
- ・面接審査の当日に欠席又は事前に連絡なしに面接に遅れた場合は失格となります。
- ・審査の結果、適格者なしとする場合もあります。

②選定基準

候補者の選定は、次に掲げる選定基準に基づき行います。

評 価 基 準	選定項目	配点割合
市民の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるか。	市民の平等な利用の確保	30%
	利用者サービスの向上	
施設の効用の最大限の発揮及び管理に係る経費の縮減が図られるか。	施設の効用の最大限の発揮	20%
	施設の管理に係る経費の縮減	
安定した管理運営を行う物的能力及び人的能力を有しているか。	利用者への対応	50%
	危機管理及びコンプライアンス	
	継続的かつ安定的な施設の管理運営	
	経営基盤の安定	
	地域貢献、環境対策等	

③選定結果の公表

選定結果の公表は、面接審査を実施したすべての法人等に書面で通知するとともに、市のホームページにおいて公表します。

（４）仮基本協定の締結

本市と候補者とは、細目について協議を行い、協議が整った場合、仮基本協定を締結します。

（５）指定管理者の指定

指定管理者の指定は、法の規定により、候補者を日向サンパーク施設の指定管理者とする旨の議案を令和 8 年 12 月に開催される予定の日向市議会定例会に上程し、その議決を経た

上で決定します。その後に指定管理者へ通知するとともに、日向市公告式条例（昭和 40 年日向市条例第 17 号）の規定により告示します。

市議会の議決が得られなければ指定管理者として指定できません。この場合、本市は一切の賠償責任を負いません。

なお、指定管理者に指定されるまでに、候補者が辞退した場合や協議が整わなかった場合などは、選定されなかった申請者の中から新たに候補者を選定する場合があります。

6. 申請資格・方法

（１）申請資格等

①申請資格

日向サンパーク施設の指定管理者に申請することができる者は、次に掲げるすべての要件を満たす法人等とします。個人での申請はできません。

ア 市長、副市長、法第 180 条の 5 第 1 項及び第 3 項の規定により本市に設置する委員会の委員若しくは委員又は市議会議員が、業務執行社員、取締役、執行役、会計参与、監査役、支配人又はこれらに準ずる者である団体でないこと。（本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 2 分の 1 以上を出資している法人等を除く。）

イ 法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号の規定に該当しない者。

ウ 原則として日向市内に事業所（事務所）を有する、又は設置しようとする法人等であること。

エ 本市が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札において、指名停止を受けていないこと。

オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。

カ 法人等の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁固刑以上の刑に処せられている者がいないこと。

キ 法人等の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団関係者又は暴力団関係者と密接な関係を有する者がいないこと。

ク 国税及び市税の滞納がないこと。（法人においては法人及び代表者。法人以外の団体においてはその代表者。）

ケ 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）における適格請求書の発行事業者であること。

②複数の法人等による申請

業務等を効果的かつ効率的に行うために必要な場合は、複数の法人等（以下「グループ」という。）が共同して申請することができます。この場合において、それぞれの法人等が上記の申請資格をすべて満たす必要があるほか、次の要件を満たすグループとします。

(ただし、①申請資格の「ウ 原則として日向市内に事業所(事務所)を有する、又は設置しようとする法人等であること。」については、グループを代表する法人等が当該要件を満たしていれば差し支えありません。)

なお、グループで申請する場合は、代表する法人等、グループを構成する法人等の変更は原則として認めません。

ア グループを構成する法人等を特定し、グループの名称及びグループ内で代表となる法人等を定めること。

イ 単独で申請した法人等でないこと。

ウ 複数のグループにおいて、同時に構成する法人等として含まれていないこと。

(2) 申請方法

日向サンパーク施設の指定管理者に申請しようとする者は、次により指定申請書その他の書類(以下「申請書類」という。)を市長に提出してください。

①申請書類の受付期間 令和8年8月7日(金)から令和8年8月21日(金)まで

②申請書類の提出方法等

ア 申請書類は、電子メールによりPDFデータを送付の上、持参又は郵送により提出してください。なお、郵送による提出にあつては、令和8年8月21日(金)必着とします。

イ 申請書類の提出先は、ふるさとプロモーション課(メールアドレス、所在地等は、「17. 問い合わせ先及び申請書類の提出先」参照)です。

(3) 申請書類

提出する申請書類、様式及び提出部数は下表のとおりです。番号順に提出してください。

番号	書類名	様式	提出部数		備考
			正本	副本	
1	指定申請書	様式第1号	1	7	
2	事業計画書	指定様式第4号	1	7	・年度ごとに作成 ・毎年度の自主事業計画書が同じであれば1枚で可
3	定款又は寄附行為の写し	任意のもの	1	—	・法人以外の団体は会則その他これに類するものを提出 ・グループによる申請の場合は構成する法人等ごとに提出
4	登記事項証明書	任意のもの	1	—	・法人以外の団体は会則その他これに類するものを提出 ・グループによる申請の場合は構成する法人等ごとに提出
5	貸借対照表	任意のもの	1	7	・直近3事業年度分を提出 ・法人以外の団体は決算書その他こ

					れに類するものを提出 ・グループによる申請の場合は構成する法人等ごとに提出
6	損益計算書	任意のもの	1	7	・直近3事業年度分を提出 ・法人以外の団体は決算書その他これに類するものを提出 ・グループによる申請の場合は構成する法人等ごとに提出
7	株主資本等変動計算書	任意のもの	1	7	・直近3事業年度分を提出 ・法人以外の団体は決算書その他これに類するものを提出 ・グループによる申請の場合は構成する法人等ごとに提出
8	管理運営に係る収支計画書	様式第2号	1	7	・年度ごとに作成 ・毎年度の収支見込みが同じであれば1枚で可
9	誓約書	様式第3号	1	—	・グループによる申請の場合は構成する法人等ごとに提出
10	納税地の所轄税務署が発行する納税証明書（未納の税額がないことの証明）	所轄税務署発行のもの ①法人：法人税、消費税及び地方消費税（その3の3） ②代表者：申告所得税、消費税及び地方消費税（その3の2）	1	—	・令和8年7月1日以降のもの ・法人は、法人及び代表者のもの ・法人以外の団体は、代表者のもの ・グループによる申請の場合は構成する法人等ごとに提出
11	市税完納証明書	本市発行のもの	1	—	・法人は、法人及び代表者のもの ・法人以外の団体は、代表者のもの ・グループによる申請の場合は構成する法人等ごとに提出 ※法人又は代表者ともに納税地が本市でない場合は提出不要
12	役員等の名簿	指定様式第5号	1	—	・グループによる申請の場合は構成する法人等ごとに提出
13	グループ構成団体一覧表	指定様式第6号	1	7	・グループによる申請の場合以外は不要

(4) 留意事項

- ①申請書類は原則として、日本産業規格A4判とし、1部ごとにクリップで左綴じして提出してください（ホッチキスは使用しないこと）。
- ②電子メールで送付するPDFデータは提出する正本をスキャニングしたものとします。
- ③副本には全てページ番号を付してください。（書類の種類ごとではなく通し番号とします。）
- ④管理運営に係る収支計画書は、物価・金利変動による増減の見込みを申請時点での確に見込むことは困難であることから、申請時点での物価・金利水準により作成してください。
- ⑤申請書類のほかに、必要に応じて追加資料の提出を依頼することがあります。
- ⑥申請者の名称（法人名など）、申請書類及び追加資料は、日向市情報公開条例（平成12年日向市条例第46号）に基づき、公開することがあります。
- ⑦申請書類及び追加資料は、返却しません。
- ⑧受付期間の終了後における申請書類及び追加資料の再提出又は差し替えは、原則として認めません。（軽微な修正を除きます。）
- ⑨申請書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、本市は、候補者の選定に係る公表をする場合やその他本市が必要であると判断する場合、申請書類の内容を無償で利用できるものとします。
- ⑩申請書類や追加資料の作成及び提出に要する費用は、すべて申請者の負担とします。
- ⑪本市が提供する資料等は、申請に係る検討以外の目的での使用又は第三者に開示することを禁じます。
- ⑫申請後に辞退する場合は、選定委員会開催の前日までに辞退届（任意様式）を提出してください。
- ⑬申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

7. 指定管理者が行う業務等

(1) 法令等の遵守

指定管理者は、業務等の実施に当たって、次に掲げる法令等を遵守しなければなりません。

- ①地方自治法及び同施行令
- ②労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法令
- ③オートキャンプ場条例及び同施行規則（平成10年日向市規則第10号）
- ④体育施設条例及び同施行規則（平成21年日向市規則第33号）
- ⑤日向市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年日向市条例第19号。
以下「指定手続条例」という。）及び同施行規則（平成17年日向市規則第16号）
- ⑥その他業務等に適用される法令等

(2) 業務等の範囲

指定管理者は、次に掲げる業務等を行わなければなりません。（詳細は別添の仕様書を参照してください。）

- ①日向サンパーク施設及びその設備・器具（以下「施設等」という。）の利用の許可や利用許

可の取消し等に関すること。

②施設等の維持管理に関すること。

③日向サンパーク施設の利用の促進に関すること。

④その他業務等のうち、市長権限に属する事務を除くもの。

(3) 業務等の基準

指定管理者は、次のとおり業務等を適切に実施しなければなりません。

①基本方針

指定管理者は、業務等の実施に当たって、市民が広く利用する公の施設としての性格を十分認識し、利用者にとって快適な環境づくり及び利用促進を目指すとともに、施設等の日常又は定期的な保守業務及び点検業務を行うことにより最良の状態を維持し、利用者の安全確保に努めなければなりません。

また、利用促進を図るため、設置目的に適合した魅力のある自主事業の企画及び実施に努めるものとします。

②基本的事項

ア 日向市日向サンパークオートキャンプ場の利用時間は、オートキャンプ場条例第6条の規定によるものとし、整備、補修その他管理上必要があるときは、同条例第7条の規定に基づき、オートキャンプ場の全部又は一部の使用を休止することができます。

また、日向サンパーク体育施設の利用時間及び休日は、体育施設条例第6条の規定によるものとします。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、使用時間を変更し、又は休日を変更し、若しくは臨時に休日を定めることができます。

なお、利用時間や休館日等の変更について提案がある場合は、事業計画書（指定様式第4号）「施設の現状に対する認識及び今後のあり方」の欄に記入してください。

イ 施設等の利用許可を公平かつ公正に行わなければなりません。

ウ 利用者が、オートキャンプ場条例第12条に規定する事項のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができます。また、利用者が、体育施設条例第9条に規定する事項のいずれかに該当する場合は、利用の許可を取り消し、行為を中止させ、又は退去を命ずることができます。

エ 天災その他の事情により施設等の利用が危険であると認める場合は、その利用を禁止し、又は制限しなければなりません。

オ 利用料金は、オートキャンプ場条例第10条及び体育施設条例第11条に規定する金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定め、施設等の利用者から徴収しなければなりません。なお、徴収した利用料金は、指定管理者が収受することとします。

カ 指定管理者は、オートキャンプ場条例第10条第4項及び体育施設条例第11条第3項に該当する場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができます。また、オートキャンプ場条例第10条第5項により同第9条第4項が読み替えて適用される場合及び体育施設条例第11条第4項に該当する場合は、利用料金の全部又は一部を還付することが

できます。

- キ 利用者が利用を取り消した場合の既納の利用料金の取扱いについては、オートキャンプ場条例第 10 条第 5 項により読み替えて適用される第 9 条第 4 項及び体育施設条例第 11 条第 4 項の規定に従い、適切に処理しなければなりません。
- ク 指定管理者は、日向市情報公開条例の趣旨に基づき、業務等の実施に関して保有する情報の開示及び提供に努めなければなりません。
- ケ 指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、業務等の実施に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。
- コ 指定管理者は、施設の利用拡大等を図るために、自主事業の実施に努めるものとします。なお、自主事業を実施する場合は、あらかじめ本市と協議し、施設の利用許可（設置目的内）又は目的外利用許可（設置目的外）を受け、利用料等を支払うものとします。自主事業に要する経費は、本市が負担する施設の管理運営に関する経費には含まれません。よって自主事業の収入は指定管理者が収受することになります。

（４）業務等の実施体制に関する事項

- ①指定管理者は、業務等に従事させる従業員（以下「従業員」という。）の雇用のほか、業務等の実施に必要な体制を整備しなければなりません。
- ②指定管理者は、業務等を開始する前までに従業員名簿を提出するものとします。また、従業員の異動が生じた場合は、速やかに提出するものとします。
- ③指定管理者は、従業員に対して業務等の実施に必要な研修を行わなければなりません。特に、防災・防犯対策など、利用者の安全確保については、十分に従業員を指導し、及び訓練しなければなりません。
- ④指定管理者は、業務等の実施に関連して事故（人身事故、施設等の破損事故等をいう。）や災害等の緊急事態が発生した場合、直ちに必要な措置を講じるとともに、本市を含む関係機関に通報しなければなりません。また、この場合、指定管理者は、本市及び関係機関と協力して原因調査にあたらなければなりません。
- ⑤指定管理者は、業務等の実施に関連して生じた従業員の災害について、すべての責任をもつこととし、理由のいかんを問わず、本市は何らの責任を負いません。
- ⑥指定管理者及びその従業員は、業務等の実施に関して知り得た本市の行政上の事項及び業務等の実施に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはいけません。また、指定期間の終了後も同様とします。
- ⑦指定管理者が行う業務等の全部の実施を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、施設の保守点検、清掃等の維持管理及び警備など一部の業務について、事前に市長の承諾を得た場合はこの限りではありません。この一部の業務を第三者に実施させる場合は、すべて指定管理者の責任と費用において行うものとし、指定管理者が使用する第三者の責めにより生じた損害については、すべて指定管理者の責めに帰すべき事由により生じた損害とみなして、指定管理者が負担するものとします。

（５）その他の事項

- ①本市は、備品（本市の所有するものに限る。）を指定管理者に無償で使用させます。また、指定管理者は、その所有に係る備品を備え付けようとする場合、あらかじめ本市の承認を受けるものとします。
- ②指定管理者は、業務等の実施に関して、固有の銀行口座及び会計を設け、経理を明確にしなければなりません。
- ③指定管理者は、指定期間のうち、２年目以降における詳細な事業計画書を前年度の２月末日までに市長に提出するものとします。
- ④指定管理者は、指定手続条例第９条の規定に基づき、毎年度終了後３０日以内に、事業報告書を作成し、市長に提出しなければなりません。
- ⑤指定管理者は、市長が必要と認める場合、法人等の経営状況が分かる資料を作成し、市長に提出するものとします。
- ⑥指定管理者は、当該施設に係る各種調査や報告に速やかに対応するものとします。
- ⑦指定管理者は、毎月終了後１５日以内に業務報告書を市長に提出しなければなりません。
- ⑧本市は、指定管理者が実施する業務等が募集要項や仕様書等の条件を満たしていない場合、その改善について指示することができ、指定管理者はこの指示に従わなければなりません。
- ⑨指定管理者は、施設等の利便性向上の観点から利用者の意見等を聴取し、その結果を本市に報告するとともに、その結果を基にサービスの向上等に努めるものとします。
- ⑩指定管理者は、監査委員が本市の事務を監査するに当たって、指定管理者に対して帳簿書類その他記録の提出を求めたときには、これに応じなければなりません。
- ⑪指定管理者は、指定期間中、業務等のために取得し、又は作成した文書について整理し、保存しておかなければなりません。

８．損害賠償保険への加入

本市が加入している「全国市長会市民総合賠償補償保険」においては、すべての指定管理者を当該保険の被保険者としてみなします。

ただし、指定管理者は、管理運営上の瑕疵又は業務遂行上の過失による事故等に対応するため、自らのリスクに対して適切な保険に加入するものとします。

また、指定管理者が本市の加入している保険の対象とならない損害を補償対象とする必要があると判断する場合や、当該保険の支払限度額以上の補償を確保する必要があると判断する場合も、自らの負担で保険に加入するものとします。

なお、指定管理者が行う自主事業を実施する場合は、自らの負担で保険に加入するものとします。

(参考) 本市が現在加入している損害賠償補償保険の限度額及び適用

賠償責任保険	身体賠償	1名につき	1億5,000万円
		1事故につき	15億円
	財物賠償	1事故につき	2,000万円
	個人情報漏えいによる損害賠償		2億円(下記対応費用を含む)
	個人情報漏えいによる対応費用		3,000万円
	死亡補償保険金		400万円
	後遺障害補償保険		最大400万円
	入院補償		1日から適用
補償保険	通院補償		1日から適用

9. 業務等の実施に必要な経費

指定管理者は、業務等の実施に必要な経費(以下「管理運営経費」という。)を本市の指定管理料、利用料金及び自主事業の収入によって賄うものとします。

なお、指定管理料の金額は、指定管理者が応募に際し、収支計画書に記載した管理運営経費の額を基本として、毎年度、本市と指定管理者が協議し、年度協定書で定めます。

また、適正に管理業務を行った結果、指定管理料に余剰金が生じた場合は、原則として精算は行わず、指定管理者の収益として取り扱うものとします。

ただし、事業計画書等に記載した業務を履行しなかったことにより生じた不用額、修繕費に係る不用額その他本市が必要と認めるものについては、全部又は一部を精算することがあります。

なお、精算又は返還の手続等の詳細は、基本協定及び年度協定で定めるものとします。

10. リスク及び責任の分担

番号	種 類	リスク・責任の内容	負 担 者	
			指定管理者	本 市
1	資金調達	管理運営に必要な資金確保	○	
2	法令・税制等の変更	管理運営に影響を及ぼす変更	協 議 事 項	
3	物価・金利変動	収支計画に多大な影響を与えるもの	協 議 事 項	
		上記以外のもの	○	
4	施設等の破損	管理上の瑕疵に係る場合	○	
		上記以外の場合	協 議 事 項	
5	施設内の物品管理	備品等の管理	○	
6	施設等の補修、修繕	大規模又は資産価値の向上等に係る場合		○
		上記以外のもの	協 議 事 項	
7	苦情への対応	本市の責めに帰する場合		○
		上記以外の場合	○	
8	事故への対応	事故の原因調査	○	○
		上記以外	○	
9	損害賠償責任	施設に瑕疵がある場合		○
		指定管理者に帰責事由があるもの	○	

		上記以外の場合	協 議 事 項	
10	管理運営内容の変更	本市の施策による期間中の変更		○
		指定管理者の発案による変更	協 議 事 項	
11	需要変動	大規模な外的要因による変動	協 議 事 項	
		それ以外のもの	○	
12	災害による施設の復旧			○
13	施設等に係る火災保険の加入			○
14	不可抗力に伴う管理運営の中断等※		協 議 事 項	
15	指定管理者の警備不備による情報の漏洩、犯罪発生等		○	

※不可抗力：暴風、暴雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、及びその他本市及び指定管理者の責めに帰すことのできない事由をいう。

11. モニタリング

（１）本市によるモニタリングの実施

本市は、日向サンパーク施設の適正な管理運営を確保するため、指定管理者が提出する事業報告書及び自己評価に係る書類等の点検・確認や実地調査等により、指定管理者の管理運営状況のモニタリングを実施します。モニタリングの結果、指定管理者の管理運営状況が仕様書や事業計画書等に記載された水準に達していないと認められる場合は、指定管理者に対して業務の改善を指示します。

（２）指定管理者によるモニタリングの実施

指定管理者は、毎年度アンケート調査等を実施し、施設の利用者のニーズを把握するとともに、この結果を分析し、以降の管理運営に反映させるものとします。

また、指定管理者は、管理運営業務が仕様書や事業計画書等に沿って適正に遂行されているかどうかについて自己評価を行い、その結果を本市に提出するものとします。

（３）管理運営状況の評価と公表

本市は、定期的に指定管理者の管理運営状況に対する評価を行い、その結果を公表するものとします。

（４）モニタリング指針

その他モニタリングについての詳細な内容は、本市が策定する「日向市指定管理者制度導入施設モニタリング指針」に基づくものとします。

12. 市内（地元）雇用

指定管理者は、業務等の実施に際して発生する雇用については、可能な限り日向市民の雇用に努めるものとします。

13. 環境への配慮

指定管理者は、日向市環境基本条例（平成 15 年日向市条例第 1 号）に定める基本理念及び責務に基づき、業務等の実施に当たって、環境への負荷の低減に努めるものとします。

また、指定管理者が管理運営する施設等が「日向市地球温暖化防止対策実行計画」の対象であることから、この計画に基づく温室効果ガスの排出削減に向けた取組を行うものとします。

14. 指定の取消し等

指定手続条例第 11 条に基づき、指定管理者が本市の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務等の全部若しくは一部の停止を命ずることができます。この場合において、指定管理者に損害が生じても、本市はその賠償について責任を負いません。また、取消しに伴う本市に生じた損害について、本市は指定管理者に損害賠償を請求することがあります。

15. その他

- (1) 指定管理者は、業務等を開始する日までに、本市及び関係機関等から事務引継ぎを受けなければなりません。また、指定期間の終了に際し、市長が必要と認める場合、本市又は本市が指定する者に対し、引継ぎを行わなければなりません。この引継ぎに要する経費については、指定管理者の負担とします。
- (2) 本市は、災害の発生その他特別の事情がある場合に、施設等を優先的に利用できるものとします。指定管理者は、これに協力しなければなりません。
この期間に係る指定管理料の清算及び補償等については、別途協議を行います。
- (3) 本市主催事業等への協力等
 - ア 本市が主催する事業等には、積極的に協力すること。
 - イ 行政刊行物や類似公共施設のチラシの配置及びポスター掲示等に協力すること。
- (4) 協定等の締結に係る指定管理者側の印紙代等の費用は、指定管理者の負担とします。
- (5) 法人等にかかる市民税、新たに設置した事業用資産にかかる固定資産税（償却資産）等の納税義務者となる可能性がありますので、不明な点は本市税務課にお問い合わせください。なお、法人税、消費税等の国税については税務署、法人等にかかる県民税等の県税については、県税事務所にお問い合わせください。

16. 別添書類の一覧

- (1) 申請様式集
 - ①指定申請書の様式（様式第 1 号）
 - ②管理運営に係る収支計画書の様式（様式第 2 号）
 - ③誓約書の様式（様式第 3 号）
 - ④事業計画書の様式（指定様式第 4 号）
 - ⑤役員等の名簿の様式（指定様式第 5 号）

- ⑥グループ構成団体一覧表の様式（指定様式第 6 号）
- ⑦現地説明会の参加申込書（指定様式第 7 号）
- ⑧質問書（指定様式第 8 号）
- （2）日向サンパーク施設_仕様書
- （3）日向サンパーク施設_備品一覧
- （4）日向サンパーク施設_位置図
- （5）日向サンパーク施設_配置図
- （6）日向サンパーク施設_運営状況（令和 5 年度～令和 7 年度）
- （7）日向サンパーク施設_現指定期間における業務仕様書（令和 6 年度～令和 8 年度）

17. 問い合わせ先及び申請書類の提出先

日向市経済戦略部ふるさとプロモーション課観光施設係

- 所在地 〒883－8555 日向市本町 10 番 5 号（3 階 9 番窓口）
- T E L 0982－66－1026（直通）
- メール f_promotion@hyugacity.jp